

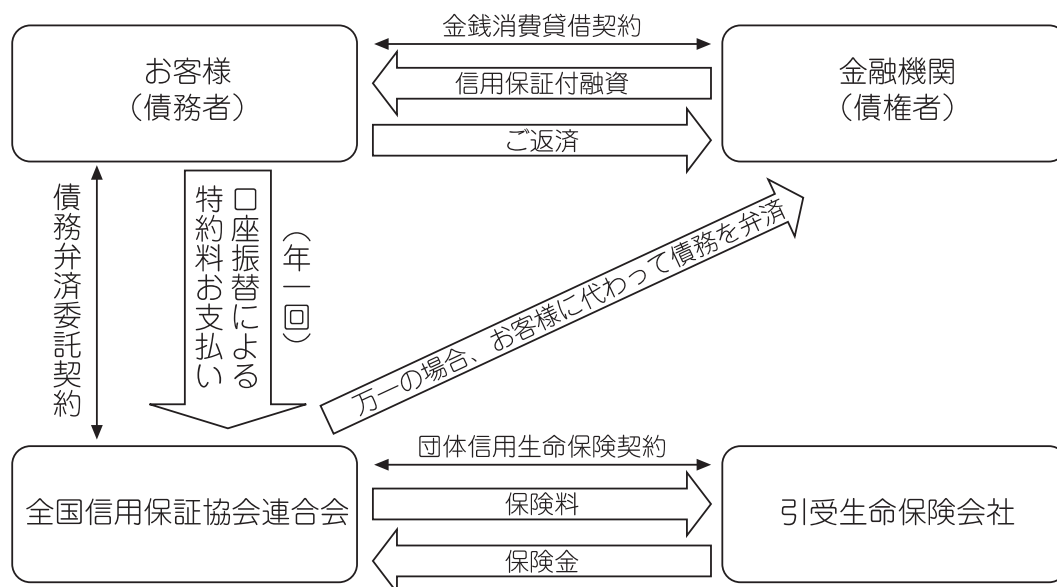
保証協会団信について

1. 目的

債務額に応じた特約料でお客様（中小企業者の方々）の事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図るものです。

2. 仕組み

この制度は、お客様が信用保証協会の保証付で金融機関から融資を受けるに際して、お客様が一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）を保険契約者とする団体信用生命保険に被保険者として加入するとともに、連合会との間で「団体信用生命保険による債務弁済委託契約」を締結することにより、被保険者が保険期間中に死亡・所定の高度障害状態となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱金融機関に対する債務を弁済することになります。



3. 加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主又は法人等

4. 加入対象者

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上、満71歳未満の方（満75歳の日の属する弁済責任期間の末日まで保障）

- ①個人事業主の場合は本人
- ②法人等の場合は代表者であって、信用保証付融資の連帯保証人

5. 加入対象融資

- ① 100 万円以上 2 億円以下、証書貸付
- ② 融資期間 1 年以上の賦払償還債務

※証書貸付の賦払償還債務以外（当座貸越、カードローン、手形貸付、手形割引等）は対象となりません。

6. 申込手続、保証条件変更申込・変更届手続

信用保証申込あるいは保証条件変更申込又は変更届を提出される際に、保証協会団信の加入を希望される場合は、通常の保証申込書類に加え、下記の書類が必要となります。

- ①団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書
- ②「保証協会団信」申込書兼告知書（債務弁済委託契約に基づく特約料口座振替依頼書を含む）

※申込金額が、5,000万円超の場合は、所定の様式による「健康診断結果証明書」が必要となります。

申込のお問い合わせにつきましては、下記までお願いいたします。

- | | | |
|------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| ①債務弁済委託契約及び団信特約料 | 全国信用保証協会連合会 | TEL：0120－966－023（通話料無料）／03－6823－1203 |
| ②告知及び団体信用生命保険契約 | 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター | |
| | | TEL：0120－563－928（通話料無料） |